

## 3月は「自殺対策強化月間」です

国では月別自殺者数の多い3月を自殺対策強化月間と定めています。2019年の自殺者数は、19959人(警察庁速報値)と2万人を下回りましたが、依然として深刻な社会問題であることには変わりません。この機会に、一度自分の心の状態について知っておきましょう。

### ●強化月間中の市の主な取組

- ①心の健康相談室(通年)
- ②こころの体温計(通年)

問 健康政策課 本3階  
TEL(23)8704



自分の状態を  
チェックできる  
「こころの体温計」

## 税



### 固定資産税に関する帳簿の縦覧について

●日時：4月1日(水)～30日(木)平日午前8時30分～午後5時15分

※税務課のみ、毎週水曜日は

午後7時まで

●場所：税務課、湯津上支所、黒羽支所

●縦覧できる方：▼本市に所在する土地の固定資産税の納税者(土地価格等縦覧帳簿が縦覧できます)▼本市に所在する家屋の固定資産税の納税者(家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます)▼納税者の代理人(委任状が必要)▼納税管理人▼納税者と同一世帯の親族▼法定相続人(相続人であることが証明する戸籍謄本などが必要)

※運転免許証など窓口で本人確認ができるものが必要です。

●縦覧できる帳簿：▼土地価格等縦覧帳簿・土地の所在地番ごとに地目、地積、価格などを表示。▼家屋価格等縦覧帳簿・家屋の所在地番ごとに種類、構造、床面積、価格、建築年次などを表示。

### 問 税務課 本2階

▼土地に関するもの

資産税土地係 TEL(23)8726

▼家屋に関するもの

資産税家屋係 TEL(23)8864

## 原動機付自転車、農耕車、小型特殊自動車の廃車手続きなどはお済みですか？

問 税務課 本2階 TEL(23)8785

問 湯津上支所総合窓口課 湯 TEL(98)2111

問 黒羽支所総合窓口課 黒 TEL(54)1111

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。

廃棄、譲渡、盗難などにより所有しなくなった場合には、速やかに廃車や名義変更の手続きをしてください。軽自動車税(種別割)は月割課税をしていません。4月2日以降に廃車や名義変更した場合でも、その年の税を全額納める必要があります。

●手続き窓口…車種により手続き窓口が異なります。下表で確認してください。

●注意事項…大田原市ナンバーの車両(原動機付自転車、小型特殊自動車、およびミニカー)はその使用の有無に関わらず、車両を所有している場合には軽自動車税(種別割)の課税対象です。『しばらく乗らないから』『公道を走らないから』などの理由で一時的にナンバーを返納(廃車)することはできません。

車種	手続き窓口	必要書類
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 TEL050(3816)3107	左記窓口にお問い合わせください
二輪車 (125ccを超えるもの)	関東運輸局栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 TEL050(5540)2019	
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車・その他)	大田原市役所税務課 各支所総合窓口課	・印鑑(新・旧所有者、届出者)・標識交付証明・ナンバープレート(廃車の場合)・本人確認書類(運転免許証など)

## 国税専門官採用試験案内

### ●対象

▼平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの者

▼平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者

- ①大学(短期大学を除く。以下同じ)を卒業した者および令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
- ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

### ●申込方法(原則)：3月27日(金)午前9時～4月8日(水)「受信有効」にインターネット申込(左記のQRへアクセスし、入力)

▼第一試験日：6月7日(日)  
○インターネット申込み  
問 人事院人材局試験課  
TEL03(3581)5311

平日午前9時～午後5時

○その他の問い合わせ  
問 関東信越国税局  
人事第二課試験係

TEL048(600)3111

平日午前8時30分～午後5時



申込サイト

**確定申告における所得税などの納付について**

令和元年分確定申告における所得税などの納期限および振替納税を利用されている方の口座振替日は、次表のとおりとなりますので、納期限までの納付または振替日前の預貯金残高の確認をお願いいたします。

税目など		納期限	口座振替日
「申告所得税及び復興特別所得税」	確定分	3月16日(月)	4月21日(火)
	延納分	6月1日(月)	6月1日(月)
「個人事業者の消費税及び地方消費税」	確定分	3月31日(火)	4月23日(木)
	贈与税	確定分	3月16日(月)
			利用できません

なお、納税が納期限に遅れた場合または残高不足などでは、口座振替ができなかった場合には、納期限の翌日から納付

の日までの延滞税がかかりますので、ご注意ください。

振替納税は、「申告所得税及び復興特別所得税」や「個人事業者に係る消費税及び地方消費税」について、ご利用になれます。

振替納税をご利用いただく、預貯金残高を確認していただくだけで、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付ができ、便利・安全・確実です。

なお、ご利用開始に当たっては、口座振替依頼書を各税目の確定分の納期限までにご提出ください。

**問** 大田原税務署

TEL (22) 3115 (代表)



**広域クリーンセンター  
大田原改良工事実施**

本施設は平成15年の稼働から16年が経過しています。今回、施設の機能保全と延命化を図り安全安心な施設とするため、ごみクレーンや焼却炉

など、施設機器の大規模な改良工事を実施します。

なお、工事期間中は焼却炉の運転を停止する期間があり、ごみを焼却できる量が大幅に減少します。処理しきれないごみは、近隣の施設で処理する予定ですが、運搬や処理に新たな費用が発生します。

皆さまには、日頃からごみの減量化にご協力をいただいています。より一層ごみ減量化へのご協力をお願いします。

**【焼却炉の停止予定期間】**

- 1 炉停止（一部停止）  
6月～10月、  
令和3年6月～10月
- 2 炉停止（全炉停止）  
11月、令和3年11月

※期間中、ごみステーションからの収集に変更はありません。カレンダーどおり収集しますが、時間や経路が通常と異なる場合があります。

**問** 那須地区広域行政事務組合  
広域クリーンセンター大田原  
TEL (20) 2270



那須地区広域行政事務組合 HP

**屋外焼却は法律で禁止されています**

屋外焼却は一部の例外を除き法律で禁止されています。これに違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科に処せられます。

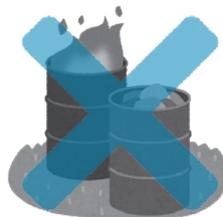
農業を営むために稲わら・麦わらなどをやむを得ず焼却する場合は、罰則の対象とすることが馴染まないため、禁止の例外となっていますが、稲わら・麦わらなどの焼却により微小粒子状物質(PM2.5)の濃度が上昇することがあります。

屋外焼却で発生した煙は、健康被害や洗濯物などを汚すなどの被害や、臭いで周辺の生活環境に支障をきたしたりするなど、焼却を行っている方が想像する以上に、周辺の方々は迷惑に感じていることでもありますので、稲わら・麦わらなどは、可能な限り、すき込みや耕畜連携など焼却以外の方法で処理をお願いします。

また、屋外焼却や不法投棄を監視するため、廃棄物監視員が警察・消防の協力を得な

がら日々、市内をパトロールしていますのでご理解、ご協力をお願いします。

**問** 生活環境課 **本** 2階  
TEL (23) 8706



**大田原都市計画道路事業の認可に伴う縦覧**

大田原都市計画道路事業3・3・3号野崎こ線橋通り及び3・3・2号大田原野崎線の認可に伴い、都市計画法の規定に基づき、図書の写しを縦覧します。

● 縦覧期間：令和11年3月31日まで  
● 縦覧場所：都市計画課 **問** 都市計画課 **本** 5階  
TEL (23) 8711